

(新) 使用済電子機器等に係る輸出入の適正化事業費

10百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

使用済電子機器等は、有害物質を含むために適切にリサイクルされるべき物であるが、その相当量が不正に海外に輸出され、現地で不適正に処理されることにより環境汚染につながっている実態が明らかになってきたため、その対策として平成24年度にバーゼル法の運用見直し及び法令改正等の措置を行う予定である。これらの措置について、運用を徹底し、水際対策を強化することで、使用済電子機器等の輸出入の適正化を図るものである。

2. 事業計画（業務内容）

平成24年度に新たに中古品判断基準や有害物質の分析手法が策定されること、廃棄物該当性が整理されること等を受け、今後、輸出手続きに係る事前相談の件数の増加(1000件/年程度の増加)が見込まれることから、規制の運用を徹底するための体制を整備する。具体的には、次の3点を実施する。

- ・事前相談対応、疑義案件の現地調査対応について、効率的な実施体制・方法を模索するためのモデル事業を行い、マニュアル化する。その際、鉛等の有害物質の簡易分析装置(X線蛍光分析器)も使用し、現地調査の効率化を図る。
- ・輸出入管理システムを、より効率的なものに改修することを検討する。
- ・法令改正等に基づく新制度や事前相談に係る新体制について情報発信する。

3. 施策の効果

輸出入の適正化を図ることで、今まで不正輸出され海外で不適正処理されていた使用済電子機器等が適正に処理されることとなる。また、不正輸出が無くなることにより、今後は使用済電子機器等が日本国内で適正処理されることになるため、海外における環境汚染を防止できるほか、国内のリサイクル産業の活性化にも寄与する。

使用済電子機器等に係る輸出入の適正化事業

[H25重点]
適正室

使用済電子機器等の輸出先国における不適正処理を防止するために、平成24年度にバーゼル法の運用見直し及び法令改正等の措置が行われたこと等を受け、それらの運用を徹底し、使用済電子機器等に係る輸出入の適正化を図るもの。

使用済電子機器等の海外における
不適正処理(環境汚染・健康被害)
※一部が日本から輸入された機器



平成24年度

①バーゼル法運用見直しのための検討会を開催

- ・中古品判断基準の策定
- ・分析手法を定める告示の公布

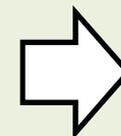
②バーゼル条約3条通報・4条通報を受けた法令改正

③使用済電子機器等の廃棄物該当性の判断について整理

④使用済小型電子機器等リサイクル法の公布

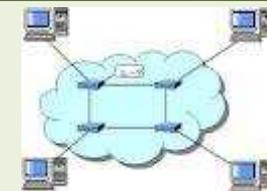
平成25年度 輸出規制の運用徹底！

①事前相談対応、疑義案件の現地調査対応について、効率的な実施体制・方法を模索するためのモデル事業を行い、マニュアル化する。その際、鉛等の有害物質の簡易分析装置(X線蛍光分析器)も使用し、現地調査の効率化を図る。



マニュアル化して共有

②輸出入管理システムを、より効率的なものに改修することを検討する。



③法令改正等に基づく新制度や事前相談に係る新体制について情報発信する。

